

倉口蓋及び倉口縁材の切替え板厚に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

倉口蓋及び倉口縁材の切替え板厚に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 B1.3.1-3.において、ネット寸法手法に基づく鋼製倉口蓋及び倉口縁材の切替え基準を、建造時の適用規則毎に規定している。これらの切替え基準は、原則として建造時の板厚から規則毎に規定される腐食予備厚を差し引いたものに 0.5mm 加えた値を切替え板厚として規定し運用しているが、一部の要件において参照規則の変更に伴い、適用すべき切替え基準が不明確となっていた。

このため、倉口蓋及び倉口縁材の切替え基準が明確になるよう、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 建造時の適用規則に応じて、鋼製倉口蓋及び倉口縁材の切替え基準が明確になるよう改めた。
- (2) 提出図面に関する参照規則を改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 B 編 B1.3.1, B2.1.2